

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 長老会

特別養護老人ホーム 長老園
あいたす デイサービスセンター
ふくち 在宅介護支援センター
ふくち ヘルパーサービスセンター
短期入所 エスコートあかね
介護老人保健施設 なんぶ

『 理 念 』

人は、常に人と交わり、喜怒哀楽を分かち合い、支え合い、共に生きることにより本来の人間を創造している。老いの苦しみ、生きることの喜びを肌で感じながら「介護を専門」とする私達は、常にプロ意識を持ち、その資質の向上をはじめ施設機能を十分発揮できるよう諸課題を解決しながら、個々のニーズに合わせたサービス提供をしていくよう努力する。

1. 「生きる」ことの喜びと幸せを、福祉の援助を必要とする全ての利用者、家族、そして働く私達全員が共に実感できるよう笑顔で働きます。
2. 社会変化と福祉ニーズの変化へ、即応できる福祉サービスの高度知識、技術の習得に積極的に努め、サービスの向上に最善を尽くします。
3. 社会福祉、地域福祉の発展と住民健康に寄与するために、施設機能の活用と一層の努力を図ります。

= 私たちの使命 =

((福祉立国))

私たちは、誰もが安心して暮らすことのできる社会福祉、地域福祉の実現をめざします。

((高齢者の尊厳))

私たちは、介護力の向上に努め、高齢者の尊厳の保持と自立をめざします。

((より良い制度づくり))

私たちは、高齢者、家族の福祉・介護ニーズに則した利用者本位の制度づくりをめざします。

= 私たちの誓い =

『高品質サービスの実施』

私たちは、福祉・介護・医療等との積極的な連携により、利用者に信頼される個別ケアに努めます。

『自己研鑽』

私たちは、プロとしてのケアをめざし、科学的実証研究に基づく専門知識と技術の習得に努めます。

『地域福祉向上』

私たちは、地域社会の福祉課題解決に向け、必要な制度・サービスの創造と提供に努めます。

『虐待の根絶』

私たちは、高齢者の生活の場において、全ての虐待行為を戒め、その防止・啓発に努めます。

『地域経済への貢献』

私たちは、高齢者福祉・介護事業体として法令を遵守し、地域経済の活性化に努めます。

— 行動指針 —

I. 利用者に対する基本姿勢

- 1 人権の尊重
- 2 サービスの質の向上
- 3 社会、地域との関係の継続
- 4 生活・ケア環境の向上

II. 社会に対する基本姿勢

- 5 地域福祉の推進
- 6 公益的取り組みの推進
- 7 説明責任(アカウンタビリティ)の徹底
- 8 行政との連携・協力の促進

III. 福祉人材に対する基本姿勢

- 9 トータルな人材マネジメントの現実
- 10 職員処遇の向上
- 11 働きがいのある職場の実現
- 12 職員育成の充実

IV. マネジメントにおける基本姿勢

- 13 コンプライアンスの徹底
- 14 組織統括(ガバナンス)の確立
- 15 財務基盤の安定
- 16 経営管理者の役割の遂行

社会福祉情勢

新型コロナウイルスは次々と変異株の発生を伴い感染拡大は続き、3年の歳月が経過して、第8波の影響も収まりつつある。

国内では、令和5年3月1日現在3325万人を超える感染者数となり、死亡者も7万3000人を超えている。県内においても28万4000人余りの罹患者数となっている。

福祉サービスにおける長きにわたるコロナ感染症の問題では、職員自身の安全、家族の安全、そして利用者の安全のため、試行錯誤の対策が続き、常に感染リスクを意識しながら日々の仕事を継続してきた。

「職員の家族と諸事情（子の休園・休校）により休み」「職員の発熱・濃厚接触等による自宅待機」「発生予防のため人員が割かれる」「離職の増加」等による人員不足が深刻さを増して、我が国の介護現場はいま、大きな経営危機に直面していることは否めない事実である。

また、令和4年2月24日ロシア・ウクライナ戦争を一つのきっかけにして引き起こされた、物価高騰や経済の停滞、また自然災害の頻発化、甚大化など今までに経験しなかった、大きな問題に直面する等、先行きの見通せない不安が社会全体に広がっている。

また内部に目を転じると地域生活課題が深刻化・複雑化する一方、少子高齢化・人口減少に伴う人材難がここ数年続き、地域のセーフティネットを維持していくことが困難になりつつある。

年始に岸田文雄内閣総理大臣は、インフレを超える賃金アップを一般企業に求め、経済効果と合わせた回答を引き出している。

公定価格で運営される医療・介護・福祉の経営・運営はいかに守られるのかまだ答えはない。

長老会はコロナ禍が長期化しているなか、2040年を見据えた社会構造の変化、地域社会の変容などを視野に入れ「地域共生社会」づくりや、SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を含め、地域に根ざした福祉ニーズにこれまで同様に応えていくこととする。

「福祉人材の確保・育成」をはじめ様々な課題解決に努めながら、この地域にある社会福祉法人として事業の範囲や役割、機能の強化を図りながら、青森しあわせネットワークの一員として地域のセーフティネットとしての役割を果たしていく。

コロナ禍のなか、外部者の施設への立ち入り制限を行わざるおえない状況が長引き続いている。福祉サービスの根底にある人と人との関りを絶やすことなく、感染予防を徹底したうえで、利用者のご家族の孤立感の解消と利用者への季節感のある催事・行事に工夫をこらし、楽しみのある生活の継続に職員一同努めていく。

事業運営の基本方針

私たちは、利用者への日々の満足に向けた高度な介護サービスを提供すべく、職員一人ひとりが福祉の専門職として研鑽を積み、福祉サービスを必要とする人々の命を支えて、幸せな社会の構築に貢献していきます。

また、地域計画に沿う福祉サービスの提供とニーズの発掘と解決に向けての実践活動を継続し、安心して暮らせる地域福祉づくりに貢献していくことを目標に、より一層の努力を重ねてまいります。

I. 特別養護老人ホーム長老園

1. 施設サービスの基本方針

介護老人福祉施設には、喀痰吸引や終末期の看取り介護など、医療と密接に結びつきながら利用者の援助を進めていくようになってきております。私たちは医師の指導の下、地域の医療機関と連携しながら、「人間尊重」の理念と「利用者主体」の原則に立って、利用者一人一人のニーズに即した「安心で安全」輝きのある生活を提供していく。

(1) 施設サービスの充実

施設に入所される高齢者の重度化により、多くの方々が医療的管理を必要とする状態となり、ご入用者の状態の変化を把握するために、各部署の職員が連携し情報を共有し、経管栄養の提供、喀痰の吸引、看取り介護の提供など、利用者個々の身体状況に合わせた施設サービスを提供できるよう、オンラインセミナーへの参加や、リモート研修への積極的な参加により、職員の知識の習得と技術の向上に努め、福祉施設として利用者・ご家族のご希望に沿えるよう努めてまいります。

- ① 介護ソフトによる介護・看護記録に関する利用者それぞれの状態の把握と各種統計資料の作成、その資料をもとにしてのケアプランの作成。
- ② リモート研修への参加推進と園内での勉強会の開催
- ③ 利用者の尊厳を守り、安らかな最後を迎えることができるよう努める。
- ④ 常に家族と連絡を取り、利用者の状態を家族に把握してもらうとともに、利用者のニーズに対応できるようカンファレンスを行い身体状況に添ったサービスの提供が出来るよう努めていく。

(2) 余暇活動の充実

認知症や寝たきりの方の増加や新型コロナウイルスの感染症蔓延防止対策により、職員の出勤人数が減少することが多い状態となっておりますが、感染対策を行い、少しでも外出の機会を設けることが出来るよう努めていく。また寝たきりの利用者に対しても、日常のレクリエーション、お楽しみ会などを実施し、離床機会を多くすることにより、楽しい施設生活作りに努めていく。

- ① レクリエーション体操の実施、行事等への積極的な参加呼びかけを行なうことにより、利用者の生活空間の拡大に努める。
- ② 個々の利用者の状態に合わせた小グループでの園外活動を企画し、楽しい施設生活空間作りを目指す。
- ③ 園外行事の企画を行い、屋外での食事や、ドライブ、お食事会などを勧め、日々の生活に楽しみを見出していく。

(3) 利用者の安全の確保

利用者の皆様が、安心して施設サービスを受けられるよう、虐待や事故の防止、身体拘束廃止において、常に危険事項を点検し、未然に事故を防げるよう、また身体拘束については、できる限り身体拘束廃止に向けた取り組みに努めていく。

利用者への虐待については、個々の職員が、けん制しあう体制作りを行い、その未然防止のため努めていく。

介護職員による喀痰吸引等の実施に伴い、介護職員への研修の実施と、安全管理委員会による喀痰吸引等の安全管理の徹底に努めていくものとする。

- ① ヒヤリハットをもとに事故防止委員会及び安全管理委員会において、対応策を講じ職員への徹底を図っていく。
- ② 身体拘束が必要な利用者については、2ヶ月毎に見直しを行ない、代替策を検討していく。
- ③ 利用者またはご家族からの苦情・要望等について、委員会においてその改善策を検討し対応していく。
- ④ 喀痰吸引者への吸引の実施における問題点の検討や、安全に実施するための指示書の確認等を行っていく。
- ⑤ 利用者への虐待の未然防止に努めていく。

(4) サービスの向上

介護職員の補充が思うように進まない状況にありますが、少ない職員でも利用者の皆様の施設生活の向上が図れるよう、各委員会においてソフト面のユニット化と、利用者の日課・職員の業務割などの検討をし、統一したサービスの提供と個々の能力にあったサービス提供に努めていく。

- ① 利用者のニーズの掘り起こしと、利用者の日課の見直しを図っていく。
- ② ソフト面のユニット化を検討し、個別的サービスの提供を図っていく。
- ③ 業務内容の見直しにより、ゆとりある介護ができるよう検討していく。
- ④ 排泄委員会によるオムツ外しや排泄環境の整備を検討していく。

(5) 生活リハビリの充実

介護職員による、レク体操や嚥下訓練など、日常の生活支援により、筋力の維持・脳リハビリに努めていく。また、理学療法士の指導のもと、看護職員による残存機能の維持・拘縮予防に努めていく。

- ① 介護職員による生活リハビリの実施
- ② 理学療法士によるリハビリ指導

(6) 健康管理の徹底

看取りや喀痰吸引・経管栄養などの医療ニーズの高い利用者が増加してきており、利用者の望む生活が、安全に提供出来るよう、嘱託医の指導のもと吸引や経管栄養・留置カテーテルなどの医療処置が必要な方に対する介護職員への指導に努め、更には身体状況の変化をいち早く察知し、早期に対応できるよう努めていく。

特養の役割である看取り介護については、終末期にある利用者の家族に対し嘱託医と面談し家族の意向を確認し、穏やかな最後を迎えることができるよう努めていく。

- ① 利用者全員、年1回の胸部レントゲン、年3回血液検査による健康管理
- ② 内服薬の適切な管理
- ③ 家族との連絡・情報の提供・記録
- ④ インフルエンザの予防接種
- ⑤ 職員の定期的な健康診断
- ⑥ 感染症予防対策の充実
- ⑦ 褥瘡予防対策の徹底
- ⑧ 痰吸引、経管栄養指導
- ⑨ 毎月の歯科巡回指導・口腔ケア
- ⑩ 毎週嘱託医により回診
- ⑪ 嘱託医による容態変化者への随時対応
- ⑫ 嘱託医による胃ろう・鼻腔チューブ交換
- ⑬ 新型コロナウイルス感染予防対策とワクチン接種援助

(7) 栄養管理の基に行う家庭的な食事の提供

管理栄養士は多職種と協同して栄養ケアマネジメントを作成し、利用者に適切な栄養ケアを提供できるよう情報交換を行なう。また利用者の嗜好や日々の身体状況に合わせて献立や食事形態を変えていく。また利用者が食事を楽しんでいただけるような食事の提供と環境に努める。

- ① 調理師は、プロ意識を持って業務にあたり、自ら調理能力及び技術の向上に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、喜んで完食していただける食事作りに努めていく。

- ② 毎月の給食会議においては、喫食状況、身体状況の確認及び看護・介護職員とともに情報共有し、利用者の摂取量・嗜好の把握に努め、個別希望を取り入れた食事の提供に努める。
- ③ 季節感を取り入れたおやつ会や毎月行う誕生会等を通して、利用者との楽しい交流の場を設けていく。
- ④ 利用者の経口摂取維持に向けた取り組みとして、ソフト食の研究を重ね、最後まで口から食べることへの意欲につながるよう努めていく。

(8) 社会貢献事業の積極的な取り組み

社会福祉法人として、地域の皆さまと共に福祉の充実を図っていく為に、行政との連携を図り、施設機能をフルに発揮し、各制度の狭間で苦しむ方々を見出していけるよう努めていく。また障がい者等においても、施設就労に向けた実習受入を実施し、社会生活復帰への援助をして行く。

- ① 「青森しあわせネットワーク」事業の実施
- ② 障がい者社会復帰事業の受け入れ
- ③ 地域支援活動への協働
- ④ 低所得者・貧困世帯等に対する支援

(9) 身体障がい者への自立支援

当施設においても身体障がい者の短期入所事業を出来るだけ多く活用していただき、障がい者を介護する家族の肉体的・精神的負担の軽減と、障がい者の自立支援に努めて行く。

(10) 介護予防の充実

当施設では介護予防事業としての短期入所事業を実施しており、利用者・家族及び包括支援センターとの連携のもと、利用者の在宅生活の自立に向けたサービス提供を行い、ADL低下防止及び向上に努めていく。

2. 施設業務管理の方針

(1) 施設の安全管理

施設建物・設備の安全管理環境は提供される福祉サービスの向上、入居利用者の安心な生活、職員の働きやすさを目指し、施設運営費・維持管理費・建物設備改修費・施設関連費等を効率的、効果的に投入し、安全・衛生に努め、建物・設備の機能アップを図る。

(2) 業務処理の正確、スピード、効率化

- ① 度重なる介護保険制度改正により、会計処理、栄養計算、介護サービス等のコンピューターソフト及びハードの増設を実施し、業務の省力、能力アップを図る。
- ② 就業規則、諸規程の整備に努め、マニュアル作成と改善を図り、業務のレベル向上、均質化に努める。
- ③ 各部門との総合的連結によるパソコンの活用を図り、事務処理の正確性、敏速性を高め、関係部門への情報、データの密度を増し、業務の質の向上・効率化を図る。
- ④ コンピューターシステムのセキュリティと個人情報の管理において、第三者データ環境への進入防止、「情報漏洩」の完全防止を図る。

(3) 防災対策の充実強化

防災対策等の安全管理に関して、施設において重点的、定期的に検査を行い、災害予防に努める。利用者への警報や避難誘導、消防機関への通報、消火活動等の行動を迅速、適切、確実に行なうよう防災管理体制を確立し、各施設・各自役割を明確にし、総合的な教育訓練を実施する。

- ① 消防法改定による施設設備の確認
- ② 消防設備機器の点検、火気使用の教育訓練の実施
- ③ 施設における避難通路、場所等の確保
- ④ 総合避難訓練、各種防災訓練の実施
- ⑤ 非常災害時の連絡、集合体制の確立
- ⑥ 業務継続計画（BCP）の作成
- ⑦ 非常災害時の設備・備品等の確保
- ⑧ 福祉避難所としての受入の強化

(4) 職員の教育、研修訓練の充実

利用者のニーズに応える職員の高品質な介護の向上を図るため、他職種が連携し、専門性を含めた全体的な質の向上を目指す内部研修、勉強会及び外部研修を通して知識や技術の習得に励み、積極性や協調性を兼ね備えた人材育成に重点を置いて、記録や発言力を向上させ、トップダウンではなく提案型意見が多く出る環境づくりを目指す。

II. あいたすデイサービスセンター

事業運営の基本方針

あいたすデイサービスセンターは、地域の中の一員として、心身機能の低下に起因する生活の不自由さへの支援に努め、地域を支えるサービスの1つとして今年度もサービスを提供して行きます。また、「総合事業」対象者に対して介護予防を目的にサービスを提供し取り組んで行きます。

認知症高齢者についての取り組みについては個人の尊厳の保持に努め、利用者の権利を守り、家族の身体的、精神的負担軽減につながるよう支援を行いながら、高齢者虐待については保健・医療・福祉関連機関とも連携を図って行きたいと考えております。利用者と家族の絆（信頼）を大切に在宅生活を継続して行けるよう支援し「利用者及び家族の気持ち」で物事を考えサービスの提供に努めます。

利用者及び家族1人1人に対し「生活にやすらぎ」を持っていただけるよう職員一同努力してまいります。

1. 在宅サービスの基本方針

今年度も、利用者及び家族の要望にそくし利用者の権利が守られる支援を行うとともに、利用者及び家族に対し言葉づかい、姿勢等対応を心がけて、利用者の孤独感の緩和と解消を図ることに努める。そのためには職員のスキルアップ（外部・内部研修の実施、特に外部研修の際の復命報告会の実施、資格取得、趣味、特技を生かした活動等や各委員会（事故防止（リスクマネジメント、苦情処理、ヒヤリ・ハット、高齢者虐待を含む）、マニュアル、感染予防）における活動の活性化に努めてまいります。

職員は利用者及び家族の心身の状態を理解し、生活の支援に努め、よく話しを聞く姿勢を持ち、利用者及び家族の要望に対応していく努力をしていきます。

- ① 特養施設の行事などに積極的に参加し、利用者との交流を深める。
- ② 屋外行事等により、心身機能の活性化と精神安定を図ります。
- ③ 地域の行事などに参加し、地域住民との結びつきを広め、地域社会からの孤立を防ぐ。
- ④ 利用者個々の能力に応じたクラブ活動の企画をし、ADL, IADLの維持・向上及び意欲を持って取り組んでもらえる施設サービス提供に努めます。

(1) 事業内容

- ① 生活援助 利用者の日常生活能力の維持・向上への相談と援助を行う
- ② 趣味活動及びレクリエーション 利用者の意欲を引き出させる多様なメニューに基づいて、身体機能の維持や日常動作の維持・活性化を図ります。
- ③ 栄養マネジメント 管理栄養士が介護、看護職員と協力し低栄養状態の改善の指導、援助を行ないます（介護給付）。

- ④ 口腔機能の改善 看護職員が口腔機能の改善の為指導援助を行ないます(介護給付)。
- ⑤ 介護サービス 移動や排泄の介助、見守り等サービスを行う。
- ⑥ 健康状態の確認 血圧・体温・脈拍と健康管理(感染予防・蔓延対策等)を行う。
- ⑦ 送迎サービス 専用車にて利用者の自宅への送り迎え、家族・介護者と適切な情報交換を行う。
- ⑧ 入浴サービス 利用者の障害や自立度によって個別的な援助を行う。
- ⑨ 食事サービス 利用者の身体状況に応じた食事を提供し、食生活が豊かに楽しいものとなるよう援助し、精神、身体ともに充実することを目指す。
- ⑩ アクティビティー 予防介護通所介護を利用する要支援1、2・事業対象者の方に対し、身体機能の維持・向上に努めます(総合事業)。

(2) 家族との連携

家族及び利用者との対応をきめ細やかに行い、送迎時や電話等により職員とご家族の信頼関係を大切にするとともに、その情報を共有し相互理解を深めサービス内容に反映できるように努めます。

(3) サービスの充実のために

サービス内容をより豊かにし、個々に応じたサービスを提供する為に、職員1人1人が豊かな人間性と品性を備え、研修参加、勉強しさらに高い専門的知識と技術を持てるように努めます。また、家族、担当ケアマネとの連携を密にすることにより、利用者の状態の把握に努め適切なサービスの提供が出来るように努めます。

業務に関するマニュアルの作成を引き続き継続性のある業務の提供を行ない、統一したケアの提供を図り、質の向上に努めます。また、情報の共有の為、誰が見てもわかりやすい記録の内容、記述を行う。

リスクマネジメントについて、積極的にヒヤリ・ハット軽減に取り組み、事故・苦情処理問題軽減に努める。高齢者虐待についても取り組んでまいります。

(4) 余暇活動の充実

利用者1人1人の状態に合わせた、クラブ活動内容の設定とレクリエーション活動の充実を図ることにより、楽しい一時を送っていただくとともに、心身機能の維持・向上と孤立感の解消に努めます。

(5) 健康管理

日頃から利用者及びご家族と情報交換を行い、利用者のバイタルチェックや状況把握に努め、循環器系等の慢性疾患を持つ利用者へのケアと、かかりつけの医療機関との連携を密にしながら良好な健康の維持、管理、感染予防・コロナ感染予防・蔓延対策に努めます。

Ⅲ. ふくち在宅介護支援センター

事業運営の基本方針

南部町をはじめ関連諸団体との連携のもとに、支援を必要とする人やその家族のかけがえのない人生や尊厳を支える専門機関として活動していきます。

在宅介護支援センターの活動としては、南部町地域包括支援センターから委託される高齢者実態把握業務・介護予防出前講座、そしてランチ型総合相談窓口業務を行うなど重要な位置づけであると考えます。

また居宅介護支援事業所として、在宅において介護を必要とする方たちが自立した生活を送れるよう介護計画を作成し、最期の時まできめ細やかな援助をしていくことが必要と考えます。

これまでの経験に更なる専門的研鑽を積み重ね、在宅生活の安心の拠点となるよう、自分たちの役割や任務を、より一層積極的に担い応えてまいります。

1. 居宅介護支援サービスの基本方針

居宅介護支援事業所として、常に中立・公平な立場に立ち、利用者の在宅における生活がより良いものになるよう援助を行う為、行政機関及び各事業所・医療機関との情報交換や連携を密にし、利用者や家族と共に自立支援に向けてのケアプランの立案を致します。またサービス開始後も継続的に状況の把握や援助の変更など、今後の援助内容も含め迅速で的確な活動ができるよう努めていくものとする。

(1) 適正な調査の実施

各市町村からの委託業務である介護認定訪問調査では、表面的な捉え方にとどまらず、日常の生活状態を最大限に引き出し、的確な調査ができるよう努め、必要があればサービス事業者からの情報収集も行い、より一層の正確な調査を行うものとする。また訪問調査員対象の研修会には毎年参加し、適正な調査ができるよう努めていきます。

(2) 正確な情報収集

利用者の状態に合った介護計画を作成するために、利用者のアセスメント・モニタリングに重点を置くことはもちろんのこと、本人や家族をはじめ行政・医療機関等の関係機関から情報収集する事で、より正確な状況の把握に努め、利用者のニーズに合った支援計画の作成やサービスの提供が出来るようにする。

(3) サービス利用状況の把握

介護計画の見直しや変更の必要性が無いかを利用者・家族そしてサービス事業所と共に検討していきます。そのために介護計画にあげられた各サービスの利用が計画通りに実施されているか、また利用者のニーズに合ったサービス提供が行なわれているかを、利用者・家族・各事業所等から情報収集をして、利用の状況を確認・把握していきます。

(4) 苦情対応

当事業所に対してはもちろん、各サービス提供事業所に対しての相談・苦情を受け付け、その内容の確認や改善方法を検討します。また利用者・家族に対しては、検討内容と今後の対処方法の説明・報告を行い、今後利用者からの苦情等が出ないサービス提供ができるよう関係事業所で努めていきたいと思えます。

(5) 知識及び技術の向上

多様化するニーズや日々変化する状況に対応する為、また的確な介護計画を作成する為には、介護支援専門員として必要な知識や技術を習得していかなければならない。そのために各種研修会や勉強会（オンライン開催）に参加し、知識の習得や技術の向上を目指す。また他事業者との意見・情報交換を行うことにより、介護支援専門員としての資質の向上を図るものとする。

(6) 認知症カフェの開催

認知症やその家族が集える、地域の人たちが相談に集まることが出来るカフェを開催します。“オレンジカフェなかよし”と名づけ、参加費 100 円で飲み物を自由におかわりができ、お菓子を食べながら和やかな雰囲気の中でお話を聞いていきます。カフェの中では認知症や介護予防に関するお話や相談対応など他様々なメニューを実施する。

場所	エスコートあかね 3階 ホール
日時	毎月 第2金曜日 14:00～15:30 (8月はお盆のため第4金曜日)
対象者	認知症の人やその家族・地域の住民や子供 身体に障がいのある人・生活に不安や困りごとがある人 ボランティアに関心のある人等

*地域のコロナ感染状況や行政対応指示を確認しながら、実施日程や開催形態の変更もあります。

(7) 虐待の発見

住民やサービス事業所等からの情報提供により、虐待を受けている事実や虐待の可能性の情報を把握した場合は速やかに事実の確認を行う。また行政への報告・相談を行うとともに必要があれば虐待を受けている高齢者の身の安全のために各関係機関と連携して対応にあたる。

(8) 介護予防ケアマネジメント

総合事業として要支援者に対し効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的として、介護予防・生活支援サービス事業の一つである介護予防ケアマネジメント業務を行っていく。

2. 在宅介護支援センターとしての働き

(1) 総合相談支援事業

1. 総合相談支援（ランチ型総合相談窓口）

南部町の包括的支援事業の一つである総合相談支援（ランチ型総合相談窓口）として相談を受け、適切なサービスの利用につなげるほか、必要に応じて専門的・継続的な関与など、地域包括支援センターと連携して対応していきます。

2. 高齢者実態把握

在宅で生活する高齢者で、何らかの支援が必要な人を早期発見して、必要な支援につなげるため、家庭訪問等により高齢者やその家族の状況を把握し、行政に報告すると共に必要があれば関係機関と連携し対応していきます。

(2) 介護予防出前講座

南部町の介護予防・日常生活支援総合事業の中の、一般介護予防事業としての委託事業として“介護予防出前講座 寄り合いっこ”を実施し、地域に出向いて介護予防に関する知識の普及とともに、地区の住民が集まる機会を提供し住民主体の通いの場の普及推進を図る。

(3) あたま元気教室

南部町では介護予防の一環として高齢者に対し脳活性化訓練や生きがづくりの場を提供し自立生活の維持・向上を目的に「あたま元気教室」を保健センターで開催している。その運営担当業務の依頼を昨年度から受けており、

令和5年度も業務依頼にて職員を派遣することとします。

毎週（水）の午前中、ゆとりあにて開催、会場準備・後始末・健康観察・見守り・記録等の業務となっている。（5月第2水曜から翌年3月第3水曜）

《令和5年度 介護予防出前講座 寄り合いっこ予定表 》

	寄り合いっこ	あたま元気教室
4月	28日（金）あかね	
5月	19日（金）東あかね 26日（金）あかね	10日・17日・24日
6月	16日（金）板橋 23日あかね	7日・14日・21日・28日
7月	7日（金）東あかね 14日（金）板橋 28日（金）あかね	5日・12日・19日・26日
8月	4日（金）東あかね 25日（金）板橋	2日・9日・23日・30日
9月	8日（金）椛木 29日（金）東あかね	6日・13日・20日・27日
10月	13日（金）椛木 20日（金）東あかね 27日（金）福田	4日・11日・18日・25日
11月	10日（金）福田 17日（金）椛木 24日（金）垵渡	1日・8日・15日・22日 29日
12月	8日（金）福田 15日（金）椛木 22日（金）垵渡	6日・13日
1月	12日（金）福田 19日（金）杉沢 26日（金）法師岡	10日・17日・24日・31日
2月	9日（金）垵渡 16日（金）法師岡 29日（金）杉沢	7日・14日・21日・28日
3月	1日（金）垵渡 8日（金）杉沢 14日（金）法師岡	6日・13日

IV. ふくちヘルパーサービスセンター

事業運営の基本方針

核家族化の中で高齢者世帯と一人暮らしで認知症発症者の増加が目立ってきており、在宅生活を続けて行くには何らかの援助が必要な方が増えております。その中で訪問介護は欠かせないサービスとなってきました。利用者の方が住み慣れた自宅・地域で可能なかぎり自立した生活が送れるよう、担当の居宅介護支援事業所や各在宅サービス事業所、医療機関との連携を密にし、きめ細やかなサービスの提供に努めるものとする。また総合事業、訪問型サービスにおいては、地域包括との連携のもと要介護状態とならないよう、本人の能力を活用し、身体機能の維持と生活の質の向上を目指したサービス提供に努めるものとする。

1. 訪問介護サービスの基本方針

訪問介護事業者として、利用者の方々が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、身体介護及び生活介護のサービスに努めることはもちろんのこと、精神面での支えとなれるような援助を心がけ務めていくものとする。また、地域環境や身体状況等により交通機関を利用できない利用者に対しては、福祉有償運送サービスを提供し、病院受診や外出支援も行っていくものとする。また総合事業訪問型サービスでは、要介護状態とならないようなサービスの提供に努めていくものとする。

(1) 事業内容

- ① 生活援助—洗濯・調理・掃除・買い物代行等日常生活の援助
- ② 身体介護—入浴・保清・排泄・食事介助・更衣・整容等の身体的援助
- ③ 移送サービス—自家用車、交通機関での移動が困難な方への移送の提供

(2) サービスの向上

利用者の状態に合ったサービスを提供するために、利用者・家族・居宅支援事業所・地域包括・各在宅サービス事業所と連携を図り、利用者の状態を十分に把握し、各サービスを合わせて利用することにより、在宅生活のQOL向上に役立てるよう努めていくものとする。

(3) 職員の資質の向上

多様化するニーズに対応するため、勉強会に参加し、他事業所とのコミュニケーションを図り、必要な知識、情報を習得し、依りよいサービス提供方法を取り入れ、また事業所内においては、サービス内容の見直しをし、ニーズへの対応方法を検討・協議し、職員の資質の向上に努めていくものとする。

V. 短期入所エスコートあかね

事業運営の基本方針

少子高齢化に伴う人口構成の変化、高齢者人口の増大に伴う「介護」の課題は大きく、介護保険制度においては「自宅を中心に住み慣れた地域で暮らし続けられる体制」への強化施策を推進している。

地域で暮らす要介護者の「安心な在宅生活」を支え続けていく為の短期入所生活介護施設の必要性は高く、当法人においては訪問介護・通所介護・居宅介護支援センターと合わせ、それぞれの専門性を一体化したサービスの提供を行うものである。

市町村及び地域包括・在宅介護支援事業所等との連携を図りながら、要介護者が日々を満ち足りた在宅生活を継続できるよう援助していくものである。

1. 施設サービスの基本方針

在宅生活において困難を極めている中・重度要介護者及びご家族へ、短期入所利用による安心と満足の日々を提供することで、利用者の生きる力を養い輝きのある生活（人生）を過ごせるよう支援していく。

「人間尊重」の理念と「利用者主体」の原則に立って、利用者個々の身体状況に合わせた最高のケアをもって顧客満足のホスピタリーに満ちた、介護サービスを提供することでリピーター利用者の確保に努める。

(1) 施設サービスの充実

在宅で生活される利用者の皆様が、施設での生活を楽しく過ごすことができるよう、個々の利用者の状態及びニーズの把握に努め、個別サービスの提供により安心して生活が送れるよう、各種研修会等への参加によりレベルアップを図っていく。

- ①タブレット等の活用により、利用者それぞれの状態の把握と各種統計資料の作成、その資料をもとにした個別計画の作成
- ②オンライン研修への職員の参加
- ③利用者の尊厳を守り、安心した生活が提供できるように努める
- ④ユニットケアを取り入れ、多様なシフトパターンで、利用者一人ひとりの個性と生活リズムに合わせた個別ケアの実現

(2) 余暇活動の推進

利用者の皆様の希望に沿った余暇活動を提供できるよう、レクリエーション活動、施設内行事等を企画し、ご利用中の施設生活を楽しんでいただけるよう努めていく。

- ①個別的な趣味活動の支援
- ②施設内の行事の企画運営

(3) 利用者の安全の確保

利用者の皆様が、安心して短期入所サービスを受けられるよう、施設内における事故防止と火災や災害等において、安全に避難出来るよう努めていく。

- ① センサーマット等を活用し、転倒の未然防止に努めていく。
- ② 定期的に避難訓練等を実施、安全の確保に努めていく。
- ③ 利用者への虐待防止に努めていく。

(4) 健康管理の徹底

安全な施設生活を提供できるよう、利用者のご家族、担当介護支援専門員からの情報収集により、疾患や投薬内容の把握により健康の管理に努めていく。また事前にご家族と緊急時の対応について相談し、早期受診と緊急時にすばやく対応できるよう努めていく。

- ① 内服薬の適切な管理
- ② 家族との連絡・情報の提供
- ③ 職員の定期的な健康診断
- ④ 感染症予防対策の充実

VI. 介護老人保健施設なんぶ

介護老人保健施設の理念と役割

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。

また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

1. 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

2. リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

3. 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

4. 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

5. 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域一体となったケアを積極的に担います。

また評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

【入所部門】

1. 施設サービスの基本方針

- ① サービスの充実：ケアプランに基づき統一したサービスの提供をする
- ② 利用者重視の環境：環境整備と教養娯楽を活かした日々の生きがいつくり
- ③ 健康管理の徹底：日常の変化を見逃さない早期治療、早期回復を図る
- ④ 職員教育の充実：外部研修参加・内部研修充実等

(1) 利用者のニーズ・要望への対応

食事・排泄・入浴の 3 つの面で利用者のニーズ・要望に対して可能な限り対応し、利用者の施設生活を豊かにしていけるよう努めていきます。また、面会等は新型コロナウイルス感染症の感染状況等と感染予防対策を講じた面会、またはリモート面会での対応をしていきます。

- ① 食事：必要に応じた個別対応を行い、栄養管理を行う
食事アンケート等を活用し、楽しみとなる食事に努める
- ② 排泄：個別性を重視し、快適な排泄コントロールと清潔・感染予防に努める
- ③ 入浴：適正な回数と快適な入浴に努める

(2) 利用者・ご家族と職員の信頼関係の構築

利用者・ご家族の意思・要望を把握し、可能な限り対応するよう努めていきます。また、感染症対策等ご家族に協力してもらい、利用者の望む生活を安全に提供できるよう努めていきます。

- ① 残存する機能の維持に努める
- ② 目配り・気配りでニーズの把握に努める
- ③ あいさつ・声掛けを忘れず、親しみのある環境をつくる

(3) 健康管理の徹底

- ① 肺炎球菌・インフルエンザ・新型コロナウイルス等の予防接種
- ② 内服薬の適切な管理
- ③ 歯科巡回指導・口腔ケアの実施
- ④ 褥瘡予防対策の徹底
- ⑤ ご家族との連絡・情報の提供・記録

(4) リハビリテーションの充実

理学療法士・作業療法士による機能維持・向上や生活機能の向上に努めていきます。また、在宅復帰を希望する際は、職員間で利用者・ご家族の意思を情報共有し、家庭環境の調整を行っていきます。

- ① 2回以上／週のリハビリを提供する
- ② 全職員が情報共有し、ニーズに合ったリハビリを提供する
- ③ 各種療法を活用して充実ある施設生活の提供に努める

(5) レクリエーションの充実

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を行いながら、外出の機会を設けるよう努めていきます。また、誕生会やクリスマス会などの四季折々の季節の行事企画を実施し、楽しい施設生活作りに努めていきます。

- ① 職員企画のレクリエーションを提供する
- ② ボランティアへの協力依頼

2. 利用者の苦情受付体制及び対応

苦情を受けた際は、速やかに報告をし、迅速な解決対応に努めていきます。また、苦情を受けた際の手順を職員間で把握するよう努めていきます。

- ① 苦情対応のフローチャートの見直しをし、手順を明確にする
- ② 迅速で、誠意ある対応をする（単独では行わない）
- ③ 利用者・ご家族の立場を考慮した対応を心がける
- ④ 迅速な報告（施設責任者へ）と事実確認をする
- ⑤ ご家族へ報告（来所または訪問での報告は2人以上の職員で対応）する

3. 事故防止（再発予防）計画

- ① 事故発生時のフローチャート見直し、新規作成する
- ② 事故発生時は事故の大小に関わらず、速やかに対応する
- ③ 施設医に報告し、診察を行い必要時受診対応する
- ④ 事故発生時は管理者へ報告し、報告書作成提出をする
- ⑤ ご家族へ状況説明、報告を行い来所又は搬送先へ出向いていただくよう要請する
- ⑥ 事故防止委員会
 - ・ 事故の種類を分別をおこなう
 - ・ 事故の統計を取り（事故の種類・時間帯・頻度等）データ化し対策を検討する
 - ・ 委員会で判定した対策は全員が業務に反映する

4. 施設設備の保守・管理（契約業者・職員による保守点検・安全管理）

- ① 清潔
 - ・ 全館内は清潔域と認識し、全職員は、日々整理・整頓・清潔に心がける
 - ・ 環境整備を行う（ごみが落ちていたら拾う・汚れていたら綺麗にする）
 - ・ 感染予防対策に努める
- ② 空調
 - ・ 季節や外気温に合わせた室温調整をする
 - ・ 湿度を意識し、乾燥に注意をする
- ③ 設備
 - ・ 事業の要である設備や機器に不具合が生じないように、日々の管理を万全に行う
 - ・ 営繕担当者による定期的な点検・整備を行う

- ④ 光熱水費
 - ・節水と節電に心がける
- ⑤ 薬品の管理
 - ・薬の施錠管理と使用方法の厳守

5. 関係団体・地域団体との連携

- ① 行政機関
 - ・緊急ショートステイの相談と受入対応をする
 - ・生保担当や高齢支援担当との情報共有する
 - ・災害時での連携を図る
- ② 医療機関
 - ・受診⇒入院⇒退院の連携を図る
 - ・入所相談には誠意をもって対応する
- ③ 他施設
 - ・入所継続にあたって、他施設との入所協力や相談を行う
- ④ 地域団体
 - ・幼・保・小・中・高生との交流を持つ
 - ・習字や折り紙等で季節感を保つ
 - ・慰問等の受け入れを行い、楽しみのある時間を過ごす

6. 社会資源としての役割

地域の介護支援専門員と連携を密にし、窓口の広い施設であることをアピールしていきます。

- ① 在宅での介護困難事例に関して、積極的な受け入れを行っていく
- ② 高齢者虐待が理由の受け入れは迅速に対応する
- ③ 地域住民が気軽に立ち寄れる雰囲気施設の施設にしていく

7. 実習生・ボランティア受入、育成

(1) ボランティアの受入

- ① 講師・ボランティアの受入
 - ・問い合わせがあった場合誠意をもって対応する
 - ・活動日時、講師料、交通費、お茶代の有無、控室等の準備をする
- ② 職員との調整
 - ・活動日時の確認や会場セッティングをする
 - ・利用者の誘導等を現場スタッフと協力して行う

(2) 実習生の受入

- ① 実習生の受入
- ② 実習生は積極的に受け入れて、採用に繋がるよう真摯に指導する。

8. 各種委員会

(1) 委員会

① 感染防止委員会

- ・ 日常の感染対策マニュアルの見直し
- ・ 施設内感染症対策の徹底
- ・ 業務継続計画の作成
- ・ 1回／3月以上の委員会の開催
- ・ 2回／年以上の研修会の開催
- ・ 感染症発生時臨時会議の開催（インフルエンザ・ノロウイルス・コロナ等）

② 口腔衛生管理委員会

- ・ 適宜委員会の開催
- ・ 歯科医師または、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による2回／年以上の介 護職員に対する口腔衛生管理の助言・指導の調整
- ・ 口腔衛生管理についての計画の作成

③ 褥瘡委員会

- ・ 褥瘡予防対策のマニュアル見直し
- ・ 褥瘡者への対応の検討
- ・ 褥瘡予防に関する検討
- ・ 定期的な委員会の開催
- ・ 内部研修会の開催

④ 高齢者虐待防止委員会

- ・ 定期的な委員会の開催
- ・ 2回／年以上の研修会の開催
- ・ 担当者の設置

⑤ 身体拘束廃止委員会

- ・ 1回／3月以上の委員会の定期開催
- ・ 身体拘束廃止への検討
- ・ 2回／年以上の研修会の開催
- ・ 拘束必要時の臨時会議の開催

⑥ 事故防止対策委員会

- ・ 定期的な委員会の開催
- ・ 2回／年以上の研修会の開催

- ・臨時会議の開催（問題となる事例が発生した場合は随時開催）

⑦ 教育委員会

- ・適宜委員会の開催
- ・新人職員教育の実施
- ・各委員会の研修会開催の援助

⑧ レクリエーション委員会

- ・行事の計画・実施

⑨ 防災委員会

- ・業務継続計画の作成
- ・2回／年の避難訓練の実施（昼・夜）
- ・適宜委員会の開催

⑩ 安全委員会

- ・1回/2ヶ月以上の委員会の開催
- ・設置規定に関すること
- ・喀痰吸引等業務の実施規程
- ・喀痰吸引等業務の実施方針・実施計画
- ・喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握
- ・喀痰吸引等業務従事者等の教育等
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析
- ・備品及び衛生管理
- ・その他業務の実施に関して必要な事項

【通所リハ部門】

1. 在宅サービスの基本方針

通所リハビリテーション事業は、利用者が可能な限り自宅で自立した生活ができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上の為の機能訓練や口腔機能向上サービスなどの提供を目的とする。

- ①ケアプランに沿った、リハビリテーションの実施
- ②個々の能力に応じ、機能維持・向上を目的としたレクリエーションの企画

(1) 事業内容

- ①生活援助：利用者の日常生活能力の維持・向上への相談と援助を行う
- ②個別機能訓練：理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションを行う。
- ③栄養ケア：栄養士が協力し、低栄養状態の改善の指導、援助を行う
- ④介護サービス：移動や排泄の介助、見守り等のサービスを行う。
- ⑤健康状態の確認：血圧・体温・脈拍と健康管理を行う。
- ⑥送迎サービス：専用車にて利用者の自宅への送り迎え、ご家族・介護者と適切な情報交換を行う。
- ⑦入浴サービス：利用者の障害や自立度による個別的な保清援助を行う。
- ⑧食事サービス：利用者のニーズや身体状況に応じた食事を提供し、援助を行う。

(2) 地域への広報活動の実施

利用者の紹介をしていただけるよう、地域の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への広報活動に努めていく。

- ①居宅支援事業所・地域包括支援センターとの連携を図る
- ②施設サービスの向上に努める。

(3) ご家族・ケアマネージャーとの連携

ご家族と担当ケアマネージャーとの情報共有を図り、利用者の状態把握をすることでより良いサービスを提供できるように努めていく。

- ①ご家族・ケアマネージャーとの情報共有
- ②サービスの向上

(4) サービスの充実

サービスの充実を図る為、利用者の健康状況・ニーズの把握に努め、ニーズに合ったサービスの提供に努めていく。

また、各種研修へ積極的に参加し、職員の専門技術向上に努めていく。

- ①ニーズの把握に努める
- ②通所リハビリテーション計画作成・見直し

(5) 余暇活動の充実

余暇活動を通して、利用者の生活機能維持・向上を図るとともに、行事等を企画することで、利用者の施設での生活を有意義に過ごして頂くよう努めていく。

(6) 健康管理

感染症予防の為、体温確認等の感染症対策に努め、容態の変化に速やかに気付けるよう、日常の状態の情報収集に努める。

利用者の体調の状態に応じて、無理のないサービス利用を進めていくよう努めていく。